

葉山町都市公園条例の一部を改正する条例

葉山町都市公園条例（昭和60年葉山町条例第2号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の改正に伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町都市公園条例の一部を改正する条例

葉山町都市公園条例（昭和 60 年葉山町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 7 を第 2 条の 8 とし、第 2 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の設置基準）

第 2 条の 7 令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町都市公園条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する条例で定める割合を 100 分の 50 とした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
○ 葉山町都市公園条例 昭和60年 2 月18日条例第 2 号 <u>(運動施設の設置基準)</u> <u>第 2 条の 7</u> 令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。 (都市公園移動等円滑化基準) <u>第 2 条の 8</u> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第 1 項に規定する条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）第 3 条から第13条までに規定する基準とする。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この基準によらないことができる。	○ 葉山町都市公園条例 昭和60年 2 月18日条例第 2 号 (都市公園移動等円滑化基準) <u>第 2 条の 7</u> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第 1 項に規定する条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）第 3 条から第13条までに規定する基準とする。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この基準によらないことができる。